

令和6年度集団指導資料（令和5年度介護サービス事業者等指導監査資料）

1. 令和5年度の指導監査

実施期間：令和5年7月4日～令和6年2月22日

(1) 運営指導（定期立入検査）による指摘・指導事項の件数等

※指摘…改善状況について市へ報告が必要なもの。 ※指導…改善状況について報告を求めないもの。

事業所のサービス種類	指導を実施した事業所	指 摘			指 導		
		事業所数	割合(%)	指摘件数	事業所数	割合(%)	指導件数
訪問介護	9	5	55.5	5	8	88.8	34
通所介護	8	2	25.0	3	8	100.0	32
通所リハビリテーション	2	0	0.0	0	0	0.0	0
短期入所生活介護	11	5	45.4	6	11	100.0	30
短期入所療養介護	2	0	0.0	0	0	0.0	0
特定施設入居者生活介護	8	2	25.0	4	8	100.0	20
福祉用具貸与	4	1	25.0	1	4	100.0	15
特定福祉用具販売	5	1	20.0	4	1	20.0	3
小 計 (1)	49	16	32.6	23	40	81.6	134

事業所のサービス種類	指導を実施した事業所	指 摘			指 導		
		事業所数	割合 (%)	指摘件数	事業所数	割合 (%)	指導件数
介護老人福祉施設	8	7	87.5	13	8	100.0	41
介護医療院	2	0	0	0	2	100.0	8
認知症対応型通所介護	10	1	10.0	1	10	100.0	40
小規模多機能型居宅介護	9	8	88.8	18	9	100.0	30
認知症対応型共同生活介護	2	1	50.0	4	2	100.0	12
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	1	1	100.0	3	1	100.0	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	0	0	0	3	100.0	13
地域密着型通所介護	2	1	50.0	2	2	100.0	9
居宅介護支援	4	0	0	0	4	100.0	8
特別養護老人ホーム・ 養護老人ホーム・軽費老人ホーム	19	2	10.5	5	14	73.6	51
有料老人ホーム (サービス付高齢者向け住宅)	11 (5)	0	0	0	9 (4)	81.8	29 (22)
小計 (2)	71	21	29.5	46	64	90.1	243
合 計	120	37	30.8	69	104	86.6	377

(2) 監査および処分等

- ① 監査 - なし ② 勧告・命令 - なし ③ 処分 - なし

(3) 指摘・指導の該当基準項目及び件数

	指摘事項の基準項目	数
1	人員基準	7
2	運営基準	24
(1)	計画の作成	11
(2)	秘密保持	3
(3)	取扱い方針 (身体拘束等の適正化)	3
(4)	その他	7
3	介護報酬	38
(1)	サービス提供体制強化加算	8
(2)	看取り介護加算	7
(3)	生活機能向上連携加算	2
(4)	認知症加算	2
(5)	栄養マネジメント強化加算	2
(6)	看護職員配置加算	2
(7)	初回加算	2
(8)	個別機能訓練加算	2
(9)	その他	11

	指導事項の基準項目	数
1	人員基準	4
2	運営基準	320
(1)	内容及び手続の説明及び同意	73
(2)	運営規程	57
(3)	計画の作成	39
(4)	勤務体制の確保	26
(5)	事故発生時の対応	18
(6)	取扱い方針 (身体拘束等の適正化)	16
(7)	変更の届け出	15
(8)	設備基準	11
(9)	記録の整備	11
(10)	衛生管理	8
(11)	地域との連携	6
(12)	秘密保持	5
(13)	非常災害	5
(14)	その他	30

	指導事項の基準項目	数
3	介護報酬	50
(1)	個別機能訓練加算	10
(2)	生活機能向上連携加算	8
(3)	看護体制加算	7
(4)	看取り介護加算	3
(5)	配置医師緊急時対応加算	2
(6)	認知症加算	2
(7)	排せつ支援加算	2
(8)	サービス提供体制強化加算	2
(9)	その他	14
4	その他(領収書等)	3

2. 令和6年度運営指導

今年度は9月から運営指導の実施を予定しています。指導対象の事業所に対しては随時ご連絡します。
(運営指導実施日の約一か月前にメールで通知します。)

3. 令和5年度運営指導の事例

令和5年度実施の運営指導における『指摘』『指導』事例について詳細は次頁に掲載しています。

全サービスに共通する事項も多くありますので、各事業所において同様の事例がないか確認してください。

(例)

○併設する他事業所にも勤務している従業員について、事業所ごとの勤務形態一覧表、出勤簿等の作成がされていなかった。

☞事業所ごとの勤務の実態を明確にし、人員基準を満たしていることを確認する必要があります。

○サービス提供体制強化加算の算定における従業員の割合(常勤者の割合・介護福祉士の割合等)や従業員毎の研修計画の作成など必要な要件を満たしていることを確認していなかった。

☞算定要件を満たしているか毎年度確認を行い、記録を残す必要があります。

特に令和5年度の指導では「看取りに関する指針」「重度化した場合における対応にかかる指針」など各事業所において策定され、加算に係る届出として市に提出されている指針等について、その存在を従業員が把握していない、別マニュアル等を「指針」と誤認していた、等の事例が散見され、入所等の際に必要な入所者等への指針内容の説明及び同意について確認できない事例が多く見られました。

関係法令等に定められる運営基準、各種加算の算定要件等については、それぞれの事業所において十分に確認を行い、必要に応じ従業員へ周知徹底を図り、適切な介護保険サービスの事業所運営及び報酬請求をお願いいたします。

令和5年度運営指導事例

【人員・設備及び運営基準等】

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件
人員基準	・共通	<ul style="list-style-type: none"> ・併設の住宅と兼務している従業者について、併設住宅の勤務時間を含めて勤務形態一覧表を作成しており、人員基準を満たしていることを確認していなかった。 ・同一法人の他事業所にも勤務している従業者について、事業所ごとの出勤簿を作成していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとの勤務の実態が明確になるようにする必要があります。 兼務している従業者については、勤務時間を明確に分け、それぞれ出勤簿等を整備し、適切に記録を残し、当該事業所の人員基準を満たしていることを確認する必要があります。
		<ul style="list-style-type: none"> ・市に提出された勤務形態一覧表において、機能訓練指導員1名が業務委託による従事者であり、当該事業所が雇用している従業者ではなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければならぬため、適切な勤務体制を構築し、運営してください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表等で医師の配置、就労状況、勤務実績が確認できない事例があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師は人員基準上、配置が必要である職種であることから、勤務表に適切に記載し、記録を残しておく必要があります。

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部廊下に棚等が設置され、廊下幅 1.8mを満たしていない箇所があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の身体的・精神的特性および非常災害時における迅速な避難等を考慮し、片廊下は 1.8m、中廊下は 2.7mを確保する必要があります。 ※本来、基準を満たしていた廊下に物品等を置くことにより、基準の廊下幅を確保できていない事例が多く見受けられました。
内容及び手続の説明及び同意(重要事項説明書)	<ul style="list-style-type: none"> ・共通 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書を交付して説明を行っていない事例があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、サービスの開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければなりません。適切に必要な説明を行い、同意を得たことが分かる記録を残す必要があります。 ※重要事項説明書の記載内容で次のような誤りが多くあります。 ・介護予防サービスに関する記載漏れ ・運営規程の記載内容との相違 ・負担割合 3 割の場合についての記載漏れ ・事故発生時の対応の記載漏れ ・第三者評価の実施状況の記載漏れ(該当するサービスのみ)
取扱方針(身体拘束等の適正化)	<ul style="list-style-type: none"> ・共通 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束を行っている利用者について、その態様等の日々の記録が確認できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急やむを得ない場合をのぞき、身体的拘束は認められていません。身体的拘束を解除できないかを常に検討する必要があり、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件
取扱方針 (身体拘束等の適正化)	・該当するサービス共通	・身体的拘束等の適正化のための指針について盛り込むこととする項目の漏れがあった。	・指針には、以下の内容が必要です。 (1) 事業所(施設)における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方 (2) 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所(施設)内の組織に関する事項 (3) 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 (4) 事業所(施設)内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 (5) 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 (6) 利用者(入所者)等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 (7) その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
	・該当するサービス共通	・身体拘束等適正化等に関する従業者の研修の実施について、動画や資料の確認により研修の機会を設けて周知しているとのことであったが、受講記録が確認できなかった。	・研修は定期的実施することとなっており、定期的とは、年2回以上開催するとともに、新規採用時には、必ず実施することとなっています。全ての従業者について、研修を行い、適切にその記録を残す必要があります。
		・身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会について、委員会開催の記録を確認できなかった。	・身体的拘束等実施の有無にかかわらず、委員会を開催しその結果を従業者に周知する必要があります。委員会の開催日時、参加者、議事内容等委員会議事録として記録を残してください。 なお、身体拘束等を行う場合の記録、身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会について3月に1回の開催、指針の整備、定期的な研修のいずれかを行っていない場合は身体拘束廃止未実施減算の対象となります。

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件
居宅サービス計画の作成 介護予防サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画等に位置付けた各サービス事業者等をサービス担当者会議に招集していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議は利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものでなければなりません。 なお、サービス担当者会議は利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行わなければならないことされています。やむを得ない理由等により、担当者に対する照会等を行う場合には、各担当者の意見及びやむを得ない理由についてサービス担当者会議の記録として適切に保存しておく必要があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・該当するサービス共通 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療系サービスを位置付けた計画を、意見を求めた主治医等に交付をしていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療系の居宅サービスを計画に位置付ける場合は、当該計画について意見を求めた主治医等へ計画を交付し、交付したことの記録を残しておく必要があります。 なお、計画書の交付については手交のほか、郵送、FAX、医療機関等の職員を通じた交付等により行うことができます。
		<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画に、福祉用具貸与を位置付けていたが、貸与が必要な理由が明確とはなっていないかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与を位置づける場合は、その必要性について検証し、計画に福祉用具貸与を受ける必要な理由を記載する必要があります。適切に福祉用具専門相談員の意見を求め、貸与の必要性を検証し、記録してください。

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件
居宅サービス計画の作成	・小規模多機能型居宅介護	・居宅サービス計画等について、利用者の同意が確認できない事例があった。	・居宅サービス計画等について、同意が確認できるよう記入漏れがないようにしてください。
	・看護小規模多機能型居宅介護 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	・居宅サービス計画等について、当該事業所の従業者が代筆により署名を行っている事例があった。	・当該署名は利用者と当該事業所の同意の証明となるものであることから、当該事業所の従業者が代筆することは適切ではありません。利用者署名等又は家族等による代筆等もできない場合は、説明した日時、説明者、署名押印が出来ない理由、同意を得た旨を当該計画の余白等に記載するなど経緯がわかるようにしてください。
介護予防サービス計画の作成			
個別介護計画の作成	・共通	・個別介護計画を作成していない事例があった。	・サービスの提供に当たっては当該計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たうえで利用者に交付しなければならないことから、適切に作成し、説明、同意、交付を行う必要があります。
		・個別介護計画に係るサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録していなかった。	・計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況について、適切に記録する必要があります。

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件
個別介護計画の作成	・共通	<ul style="list-style-type: none"> ・個別介護計画の同意にかかる記名欄、日付欄及び説明者欄に記載がなく、当該計画について同意を得たことが確認できない事例があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別介護計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、当該計画を交付する必要があります。
		<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの予定が変更となり、提供回数の増又は単位の増となった場合に、変更となった理由及び担当介護支援専門員との連携の内容の記録が確認できない事例があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供を行う必要があることから、予定が変更となった場合には、変更となった理由及び担当介護支援専門員との連携の内容について適切に記録を残す必要があります。
		<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画の変更や利用者の状態の変化により、サービス内容に変更があったものの、個別介護計画を見直していない事例があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画が変更された場合又は利用者の状態に変化が生じた場合は、再アセスメントを行い、サービス内容の変更が必要となる場合は、個別介護計画を見直し、変更する必要があります。
運営規程	・共通	<ul style="list-style-type: none"> ※運営規程の記載内容で次のような事例が多くあります。 ・介護予防サービスに関する記載漏れ ・従業者の員数が現状と異なる ・負担割合 3 割の場合についての記載漏れ 	

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件
勤務体制の確保等	・共通	・ハラスメント対策について、従業者への周知等対策を講じていない事例があった。	・従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化や相談窓口の設置及び従業者への周知等の必要な措置を講じる必要があります。
非常災害対策	・共通	・非常口前にテーブルやいす等が設置してあり、速やかな避難に支障が生じかねない状態となっていた。	・非常災害時に安全かつ円滑な避難を阻害することのないよう整理してください。
秘密保持等	・共通	・個人情報を用いる場合の同意を得ていない事例があった。	・サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を扱う場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく必要があります。
		・退職後においても、従業者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう講じなければならない必要な措置を講じていなかった。	・事業者は、従業者が退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じなければなりません。 具体的には、従業者でなくなった後でもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきとされています。

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件
事故発生時の対応	・共通	・利用者が病院を受診した事故について、市への報告がない事例があった。	<p>・佐世保市では、次に掲げる事故については市に報告をするように定めています(市ホームページ参照)。</p> <p>①死亡に至った事故</p> <p>②医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故</p> <p>③感染症、食中毒及び結核</p> <p>④従業員の法令違反等、不祥事等(利用者の処遇に影響があるもの)、虐待、預り金の横領・紛失、書類紛失、送迎時の交通事故等</p> <p>⑤その他、報告が必要と認められるもの(利用者の行方不明、自然災害、火災、盗難等の発生により、利用者に影響のあるもの)</p>
	・介護老人福祉施設 ・介護医療院 ・介護老人保健施設 ・地域密着型介護老人福祉施設	・事故発生の防止のための従業者に対する研修の実施について確認できなかった。	<p>・施設は事故の発生又はその再発を防止するため、従業者に事故発生の防止のための研修を定期的(年2回以上及び新規採用時)に実施する必要があることから適切に実施し、記録しておいてください。</p> <p>なお、事故発生防止及び発生時の対応については、基準を満たさない事実が生じた場合には安全管理体制未実施減算の対象となり、安全対策体制加算の算定要件を欠くこととなりますのでご注意ください。</p>

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件
記録の整備等	・共通	・労働条件通知書、秘密保持に関する誓約書等職員の従業員の記録について、確認できない事例があった。	・事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく必要があるため、適切に整備しておいてください。
		・「身体的拘束適正化指針」「事故防止指針」「苦情処理規程」「サービス提供の記録」等において、記録の保管年限を「2年」としていた。	佐世保市条例にて、記録はその完結の日から5年間保管することとされています。
変更の届出	・共通	・届出を要する変更が生じていたが、変更届を提出していなかった。	・届出を要する変更が生じた場合には、変更後10日以内に変更届を提出する必要があります。 なお、事業所の所在地・平面図が変更となる場合は、事前に相談してください。
領収書	・共通	・利用料の支払方法が振込払の利用者に対し、領収証を交付していなかった。	・支払方法に関わらず、領収証を利用者又はその家族に交付する必要があります。 また、領収証には、支払いを受けた費用の額のうち、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、食事の提供及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載する必要があります。

【介護報酬】

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件
個別機能訓練 加算	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・通所介護 ・認知症対応型通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・専従の機能訓練指導員の勤務時間が確認出来なかった。 ・個別機能訓練計画及び実施記録について、実施者が介護職員のみである事例があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・算定要件では、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1 名以上配置する必要がある、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が機能訓練を行う必要があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該加算の算定要件を満たしていることが確認できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該加算は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行い、個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う必要があります。また、個別機能訓練の実施時間、訓練内容、担当者等について適切に記録を行い保存してください。
機能訓練指導員の加算 個別機能訓練加算	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員 1 人の配置で、機能訓練指導員の加算及び個別機能訓練加算のいずれも算定していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員の加算は、常勤専従の機能訓練指導員の配置が要件であり、個別機能訓練加算は専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画の作成及び機能訓練指導員による機能訓練の実施などが要件となっており、両方の加算を算定する場合は、常勤専従の機能訓練指導員とは別に専従の機能訓練指導員を配置する必要があります。

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件
サービス提供体制強化加算	・該当するサービス共通	・従業者の割合について、基準を満たしていることを確認していなかった。	・毎年度、従業者の割合について確認を行い、記録を残す必要があります。
		・同一建物内の住宅でも勤務している従業者を常勤職員として、常勤換算の割合の算出をしていた。	・住宅で勤務している時間は、当該事業所での勤務時間とはなりません。当該事業所において常勤職員が勤務すべき時間を勤務していない場合は非常勤職員となります。
		・令和5年8月に再開した事業所において、再開後の3月間について加算を算定していた。	・割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いるとなっています。ただし前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始又は再開した事業所を含む）については、届出日の属する月の前3月について常勤換算方法により算出した平均を用いるとされており、新たに事業を開始又は再開した場合は、4月目以降算定が可能となります。
サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴 ・訪問看護 ・夜間対応型訪問介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画が確認出来なかった。 ・利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議に、従業者の全てが参加していることが確認できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・算定要件の一つとして、全ての従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期を定めた研修計画を作成する必要があります。全ての従業者ごとに研修を実施したことについて適切に記録を残してください。 ・会議には当該事業所の従業者の全てが参加するものでなくてはならないとされています。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループに分かれて開催することもできます。会議の開催状況についてはその概要を記録しておいてください。

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件
生活機能向上連携加算	・該当するサービス共通	・生活機能向上連携加算(Ⅱ)について3か月を超えて算定していたが、当該計画の3か月ごとの見直しが確認できなかった。	・加算(Ⅱ)について、3か月を超えて当該加算を算定しようとする場合は、再度、理学療法士等と共同して行った評価に基づき、計画を見直す必要があります。 また、計画には、3か月を目途とする達成目標及び経過的に達成すべき各月の目標並びに目標達成のための介護従業者が行う介助等の内容の記載が必要です。
		・連携するリハビリテーションを実施している医療機関からの理学療法士等が当該事業所を訪問したことの確認ができなかった。	・事業所を理学療法士等が訪問し、利用者の現在の状況及びその改善可能性の評価を共同していることが算定要件の一つであるため、適切に記録を残しておく必要があります。
認知症加算	・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	・認知症高齢者の日常生活自立度について、直近の判定結果を確認していなかった。 ・認知症高齢者の日常生活自立度を居宅サービス計画又は個別介護計画に記載していなかった。	・認知症高齢者の日常生活自立度は直近の医師の判定結果又は主治医意見書を用いなければなりません。その判定結果は判定した医師名、判定日とともに居宅サービス計画又は個別介護計画に記載する必要があります。
認知症専門ケア加算	・該当するサービス共通	・認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定しているが、対象者の数に応じた認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の配置がなく、対象者の一部にのみ算定していた。	・当該加算は対象者の数に応じて、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していることが算定要件となっています。要件を確認して適切に算定してください。

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件
看取り介護 加算	・認知症対応型共同生活介護	・看取りに関する従業者の研修実施が確認できなかった。	・当該研修は看取り介護加算の算定要件となっていますので、適切に実施し、研修の記録を残す必要があります。
	・介護老人福祉施設	・看取りに関する指針について、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、指針の内容を説明し、同意を得たことの確認ができなかった。	・指針について説明し、同意を得ていない場合は、加算を算定することができないため、同意を得たことの記録を確実に残す必要があります。
	・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・利用者が当該加算の算定要件に該当する者であるとの診断を医師から受けていたことの記録が確認できなかった。	・当該加算は、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者であって、多職種共同で作成した看取り介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者について、算定できるものとなっています。このため、医師の診断の記録及び看取り介護に係る計画を作成し、利用者又はその家族に内容を説明し、同意を得る必要があります。
	・特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	・看取り介護に係る計画（医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した介護計画）が確認できなかった。	・当該加算は、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者であって、多職種共同で作成した看取り介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者について、算定できるものとなっています。このため、医師の診断の記録及び看取り介護に係る計画を作成し、利用者又はその家族に内容を説明し、同意を得る必要があります。
		・加算の届出の際に本市に提出している看取りに関する指針について確認したところ、従業者が把握しておらず、当該事業所の指針が明確となっていなかった。	・事業所において策定し、届け出た指針については、従業者へ確実な周知徹底を行ってください。

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件
看護体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・介護老人福祉施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護事業所の看護職員の全てが本体介護老人福祉施設との兼務となっており、加算の算定要件を満たしていることが確認できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・算定要件で配置が求められる看護職員については、本体施設における看護職員の配置とは別に、必要な看護職員の配置を行い、勤務状況を明確にしておく必要があります。
配置医師緊急時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・深夜・早朝に死亡診断を行い、配置医師緊急時対応加算を算定していた事例で、事前に家族等に説明したことが確認できない事例があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該加算は、原則として、配置医師が夜間・深夜・早朝に施設を訪問して入所者に診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合に算定できるとなっています。 ただし、死期が迫った状態であると医師が判断し、施設の職員と家族等に説明したうえで、当該入所者が死亡した場合について、早朝や日中の診療終了後の夜間に施設を訪問し死亡診断を行うことを事前に決めている場合はこの限りでないとされています。このことから、家族等に説明を行ったことについて確実な記録を行ってください。
排せつ支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・介護医療院 ・介護老人保健施設 ・看護小規模多機能居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・排せつ支援加算(Ⅰ)を算定しているが、入所者ごとの支援計画について、入所者又はその家族に説明したことが確認できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与したものが、入所者又はその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み、支援の必要性、要因分析並びに支援計画の内容、当該支援は入所者又はその家族がこれらの説明を理解した上で支援の実施を希望する場合に行うものであることなどを説明し、入所者及びその家族の理解と希望を確認した上で行うこととなっています。適切に説明を実施してください。

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件
看護職員配置加算	・小規模多機能型居宅介護	・常勤専従として配置している看護職員について当該事業所において常勤専従の勤務実態がない月や併設の住宅での勤務もあり常勤専従であることが確認できない事例があった。	・当該加算は、常勤専従の看護職員を配置することが算定要件となっています。
医療連携体制加算	・認知症対応型共同生活介護	・入居の際に、利用者又はその家族に対して、重度化した場合の対応に係る指針について説明し、同意を得ていることが確認できなかった。	・利用者又はその家族に対し説明し、同意を得ていない場合は当該加算の算定要件を満たしません。同意を得ていることがわかるものを確実に保管してください。 なお、重度化した場合の対応に係る指針については、以下の項目を盛り込む必要があります。 (1) 急性期における医師や医療機関との連携体制 (2) 入院期間中におけるグループホームの居住費や食費の取扱い (3) 看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針
人員基準欠如減算	・該当するサービス共通	・基準で求められている従業者(看護職員等)が配置されていない時期があった。	・人員基準を満たしていないため、人員基準欠如となります。人員を満たさなくなった月の翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月まで、人員基準欠如減算が適用されます。
基本サービス費	・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護	・サービス提供時間の途中に、家族等の付き添いで外出した利用者について、外出前後の時間を合算してサービス提供時間として算定している事例があった。	・サービス提供時間の途中に外出した場合は、原則として中断となり、その後の提供時間を含めて算定することはできません。

項目	関連サービス	指摘・指導事例	確認要件
初回加算	・訪問介護	<p>・新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、サービス提供責任者が初回サービスを行った場合等に算定するものだが、初回ではない月に初回加算の算定をしている事例があった。</p> <p>・前々月にサービスの提供を行った利用者について、初回加算を算定している事例があった。</p>	<p>・当該加算は、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月にサービスを行った場合、又は訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月にサービスを行なった際、サービス提供責任者が同行した場合に算定が可能であるものです。</p> <p>また、利用者が過去2月間(暦月)に、当該事業所からサービスを受けていない場合に算定できるものとなっています。</p>
特定事業所加算	・訪問介護	<p>・サービス提供に当たり、サービス提供責任者は訪問介護員に対し、利用者の情報やサービス提供の留意事項を文書等の確実な方法により伝達してからサービス提供を開始する必要があるが、文書ではなく口頭により伝達している事例があった。</p>	<p>・サービスの留意事項については、文書等の確実な方法により伝達する必要があります。また、留意事項には少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービスの提供に当たって必要な事項 <p>なお、「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるとされ、伝達の際の「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能です。</p>